

日本赤十字九州国際看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、学校法人日本赤十字学園のうち、国内外で活躍できる看護師の育成を目指し、唯一「国際」を標榜する大学として2001（平成13）年の開学以来、学部教育の基礎づくりとその充実に努め、2007（平成19）年には看護学研究科を開設した。福岡県宗像市にて、赤十字の精神である「人道」に基づき、教育研究活動を展開している。

2008（平成20）年度の前回の大学評価後から、法人の中期計画を受けて、大学として5年間の「第1次中期計画」を策定し、高度な看護専門職の育成・研究のために2010（平成22）年に看護継続教育センター、2013（平成25）年に国際看護実践研究センターを開設し、諸外国との交流を進めてきた。また、2014（平成26）年に地域との連携を強化すべく「地域連携室」を設置し、地域との連携協力を推進し、国際と地域への貢献に積極的に取り組んでいる。なお、同年には中期計画の評価を踏まえて、2018（平成30）年度までの「第2次中期計画」を策定し質の高い教育を实践すべく自己点検・評価のあり方を見直し、学内の情報を収集・蓄積すべく「企画情報室」を設置するなどの取り組みを行っている。

貴大学の取り組みとして、国際看護に関する教育に注力し、学生がその成果を学内外で発表していることは特徴である。今後は、構築されつつある内部質保証体制を機能させ、教育の質保証および質の向上に一層取り組むことを期待したい。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、大学学則および大学院学則において、「赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳および応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力を持った看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与する」ことを目的として掲げている。これに基づき、学部・研究科ごとに教育理念を有して

おり、基礎的能力を育みさらに高度な看護専門職の育成を図ることを目指している。これらの目的は、学則に定められており、『学生便覧シラバス』『大学院学生便覧シラバス』『教職員ハンドブック』に示され、学生には毎年度当初に開催するガイダンスで、教職員には毎年度入学時に開催される「教職員会議」や新規採用職員対象オリエンテーションで周知を図っている。また、受験生や社会には、『大学案内』のほか、ホームページ等にて公表している。

教育理念・目的の適切性は、「教職員会議」において理念・目的の適切性および一貫性を検討し、加えて、貴大学の教職員以外の委員で組織する「日本赤十字九州国際看護大学運営審議会」から年2回にわたり意見を聴取することによって、社会的要請の観点から適切性を検証している。また、学部・研究科においては、2年に1回それぞれの「領域代表者会議」で定期的に検証を行うこととしている。今後は、2016（平成28）年度から法人が設置する5大学共同による博士後期課程の開設にあわせて、学部と修士課程の理念・目的の一貫性をさらに検討していく予定である。

2 教育研究組織

<概評>

大学の理念・目的に基づいて看護学部、看護学研究科に加え、看護師の継続教育や認定看護師教育を展開する看護継続教育センター、国際交流協定校との連携やJICAとの連携等を行う国際看護実践研究センターの2つのセンターを組織している。なお、看護継続教育センターでは、7か月間にわたり救急看護分野の看護実践教育を行う救急看護認定看護師教育課程を設置している。

教育研究組織の適切性は、教育研究組織の設置、改組、廃止等については学校法人日本赤十字学園（以下、法人）の学園理事会および評議委員会で審議されることになっており、貴大学においては、大学として定めた「第2次中期計画」に従って、学部・研究科それぞれの「領域代表者会議」で毎年検討している。また、「日本赤十字九州国際看護大学運営審議会」において、外部の意見を聴取しており、大学全体としての適切性を検証するための組織が整備されている。さらに、看護継続教育センターについては、学内委員による看護継続教育センター会議および第三者である外部委員を含めた教員会・入試委員会により毎年検証しているほか、認定看護師教育機関として5年に一度、日本看護協会による評価を受けている。国際看護実践教育センターに関しては、「運営委員会」により毎年検証を行っている。なお、法人が設置する6つの大学における教育研究組織の設置、改組、廃止等は理事会で審議されている。

3 教員・教員組織

<概評>

教員として、職位ごとに求める資格、能力、資質については、「学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学における教育職の選考基準」に明示されており、その上で、貴大学として大学教員に求める能力・資質を「本学教員に求められる能力（指針）」に評価基準とともに示している。さらに、経営会議において、「教育課程に相応しい学部・研究科の各領域の専任教員からなる教員組織を編成すること」や「大学院研究科の教員は、学部教員を兼ねることを原則とする」ことを示した「教員組織編成方針」を定め、「教職員会議」を通じて共有している。これらの基準、方針等に沿って募集、昇格等を行うため、「大学教員選考規程」および「教員選考規程細則」を定めており、教員の任用の事由が生じたときは「教員選考規程」等に則り、最終的には学長が決定している。また、研究科における教員の資格については、「大学院研究科教員資格審査申合事項」に定められている。教員の任用は公募制であり、学内外に周知され、公明性が維持されている。なお、2015（平成 27）年度からは、学内教員の活性化を図ることを目的に内部昇任に関する規程を整備した。専任教員数は、大学および大学院設置基準上必要な教員数を確保しており、組織的な教育を実施する上での役割分担、責任の所在は「教授会規程」および「研究科委員会規程」において明確になっている。専任教員の年齢構成はおおむね適切であり、不足している領域については 2015（平成 27）年度に教授および准教授を任用し、補充を図っている。

教員の資質向上に関する取り組みとして、「FD/S D委員会」のもと新任の若手教員を対象に、大学のあり方や学生の就職活動に関する研修会等を開催しているほか、教員自身がキャリア開発に取り組んだ結果、教員の取得学位は博士・修士ともに増加しており、教員個々の研鑽および大学からの配慮がうかがえる。教員の勤務評価は、「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」や「学校法人日本赤十字学園勤務評価マニュアル」に基づき実施され、人事委員会委員長が教員のキャリア開発の観点から定期的に教員と面談を行っている。なお、教員の資質向上に関しては若手教員を対象にした取り組みが活発であるため、今後は、職位ごとに求められる教員の資質や役割を明確にし、教員個々の目標管理と教員の業績評価を連動したシステムの構築と職位に応じた資質向上の取り組みが望まれる。

教員組織の適切性は、「人事委員会」が責任主体となり、「教員組織編成方針」および「本学教員に求められる能力（指針）」に基づき定期的に検証している。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学の目的や学部・研究科の「赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する」という教育目標に沿って、学部・研究科ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、『学生便覧シラバス』や『大学院学生便覧シラバス』『教職員ハンドブック』等のほか、ホームページに掲載し、広く社会に公表している。具体的には、学位授与方針として、学部では「人間の尊厳と権利を擁護する力」など卒業までに学生が身につけることを重視した5つの能力と到達目標を、研究科では「多様でグローバルな健康課題を幅広い視点から捉えることができる」など4つの能力を修得した学生に学位を授与することを定めている。これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、学部では「リベラルアーツ・専門基礎科目と専門科目で構成される」など8項目にわたって、研究科では「保健と看護の両コースにおける学修の基盤となる共通必修科目と共通選択科目を設ける」など5項目にわたって教育内容に関する考え方を示した教育課程の編成・実施方針を定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、2013（平成25）年度までは学部の教務委員会または研究科の学務委員会を中心に検証を行ってきた。2014（平成26）年度以降は、教育の定期的な検証に関して定めたアセスメントポリシーを用いて、「学部領域代表者会議」「研究科領域代表者会議」が責任主体となり、検証を開始している。その結果、同年6月に研究科の学位授与方針の改定し、4つの修得すべき能力を明示した。ただし、研究科では保健コースおよび看護コースを設け、それぞれ保健学（修士）と看護学（修士）の学位を授与しているため、それぞれに求められる修了時の到達目標の明示が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

看護学部

教育課程として、「リベラルアーツ・専門基礎科目」と「看護専門科目」が有機的に連携しており、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学修できる構成と配置になっている。「リベラルアーツ・専門基礎科目」では、人間、環境、健康、国際の4つの主要概念に応じた科目を設けている。また、赤十字の理念・歴史・活動を学ぶ「赤十字概論」「赤十字救護・援助法」を1年次前期に配置し、グローバルヘルスの課題を学ぶ「国際保健・看護Ⅰ」（必修科目）と、その発展とし

て、学生の企画でアジアなど諸外国での調査・研究を行う「国際保健・看護Ⅱ」（選択科目）を設定し、初年次の段階から理念・目的を理解し、実践的な国際性を身につける教育課程を編成していることは評価できる。また、海外研修の成果を報告書としてまとめ、学生が国際保健関連の学会や学内のランチョンミーティングで成果報告を行い、学生の国際看護に対する意識の向上や海外の看護分野で活躍する人材の輩出につながっていることは高く評価できる。なお、国際分野を強化するため、2016（平成28）年度から国際看護コースの設置を予定している。

「看護専門科目」では、先行履修要件を厳格化し、学修の順序性を重視した授業科目を体系的に配置している。なお、看護技術演習科目と看護学実習科目の連動を図るため、実習科目に設定している5段階のレベルを看護技術演習科目にも適応している。

教育課程の適切性については、実習科目の全担当者による「拡大実習委員会」や実習科目のレベルごとの担当者会議で検証しており、それ以外の科目については教務委員会で検証している。なお、2016（平成28）年度にカリキュラム改正を予定している。

看護学研究科

保健コースには2専攻領域、看護コースには3専攻領域を設定し、それぞれに共通必修科目、共通選択科目、専門科目を設定している。これらの科目と研究指導を行うことで、1年次に研究計画を策定し、2年次に実際にリサーチを行うなど、コースワークとリサーチワークが適切に組み合わされている。なお、共通科目において「人間の安全保障と赤十字」「グローバルヘルス」「赤十字人道援助研修」など、領域必修科目において「世界の健康危機管理特論」が設定されていることは特徴的である。

また、助産師国家試験受験資格取得のカリキュラムに関し、実習を1年後期と2年前期に配置することで、修士論文作成と実習が重複しないよう、大学院学生の負担過剰を防ぐ配慮がなされている。

教育課程の適切性については、現在のカリキュラムが完成年次を迎えていないことから、「カリキュラム形成評価会」を設けて形成評価を実施している段階である。カリキュラムの完成年次を迎えた後に、アセスメントポリシーを用いたカリキュラム評価に取り組むこととしているが、現在のカリキュラムを検証し、教育課程の適切性ととも、組織的な教育内容を検討することが期待される。

<提言>

- 一 長所として特記すべき事項

- 1) 必修科目で赤十字の概念や活動を学ぶことで国際看護に関する理解を深め、「国際保健・看護」科目ではグローバルヘルスを学ぶとともに、政府開発援助の対象国等への海外研修を行っている。その成果を報告書としてまとめ、学内で報告会を開催するのみならず、学生が国際保健関連学会等で発表しており、国際的な知見をもとに活躍する看護専門職を育成していることは、評価できる。

(3) 教育方法

<概評>

看護学部

教育目標の達成に向けた授業形態として、講義、演習、実習が取り入れられ、専門科目においては、学びの発展と連動を重視した授業形態をとっている。演習科目では、地域住民による模擬患者の活用、実習施設の指導担当看護師による指導助言、高機能シミュレーターを用いた重篤患者の看護演習、少人数グループ演習など、学生の主体的な参加を促す授業方法がとられている。また、臨地実習においては、段階的に学生の主体性を高めていくことが企図され、「専門性強化実習Ⅰ」では学生の関心や課題に基づき学生自身が実習を企画・立案し、「看護の統合と実践」では実際の医療施設でチームの一員として学ぶことで、実際の看護実践を想定した教育方法を行っている。さらに、複数患者を担当するなど就職後の看護実践を想定した教育により、リアリティショックを軽減する工夫がなされている。

シラバスについては、統一した書式を設け、2013（平成 25）年に教務委員会でシラバスの記載内容の見直しが検討され、2014（平成 26）年には学習の到達目標、ナンバリングの導入、準備学習の具体的指示の項目を追加している。今後、2016（平成 28）年度までに学習時間の目安、課題の内容、学位授与方針との関連についても、記載することとなっている。作成されたシラバスの内容は、教務委員会で点検しているが、科目間でやや精粗が見られるため、より一層充実させることが望まれる。

成績評価と単位認定については、各教員はシラバスに示した成績評価基準に基づいて成績評価を行い、教務委員会で確認後、教授会で確定している。既修得単位についても、適切に認定している。

教育成果についての検証と教育課程や教育内容・方法の改善は、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果をもとに各教員が改善状況を学生へ公表しているほか、授業改善のための研修会開催および学内公開授業の実施などのファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を通じて教育方法の改善を図っている。また、2014（平成 26）年度にアセスメントポリシーを設定し、これらに基づく教育成果の検証と教育内容・方法の改善につなげることを計画している。

看護学研究科

授業形態としては、講義、演習、実習をとっており、特論などの科目では、講義とプレゼンテーションと討議、演習科目では文献検討やプレゼンテーションに基づく討議、実習科目では臨地実習や討議が行われ、大学院学生の主体的な参加による教育方法がとられている。修士論文指導は、1年次から段階的に研究活動が進められる研究スケジュールが示されており、専攻領域ごとに研究指導教員・補助教員を中心とした指導体制のほか、総合研究指導体制によって領域を超えた視点や論点からの指導が可能となっている。また、助産師国家試験受験資格取得カリキュラムの科目以外は、金曜日および土曜日に開講することにより、大学院学生の学修の利便性を図っている。

シラバスについては、研究科委員会で「シラバス作成のルール」を策定しており、授業担当教員はこれに基づいてシラバスを作成し、「研究科領域代表者会議」で点検されている。また、専門科目については領域ごとに、研究指導については科目担当者と領域代表者により年2回の検討会でシラバスに沿った授業の展開を評価し、次年度のシラバスに反映している。

成績評価は、各教員がシラバスに示している授業目的・到達評価に照らして行い、研究科委員会で単位を認定している。また、既修得単位についても、適切に認定している。

教育効果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善は、「大学院生による授業評価」を資料として「研究科領域代表者会議」で検討し、必要に応じて研究科委員会で審議している。

(4) 成果

<概評>

卒業要件・修了要件は、学則、大学院学則および『学生便覧』に明記されており、学生にあらかじめ明示されている。学位授与にあたっては、学部では、教務委員会で協議し、教授会および「経営会議」の議を経て学長が卒業認定している。研究科では、「学位審査に関する内規」に基づき、研究科委員会から委嘱された修士論文審査委員（主査1名、副査2名）による学位審査を行い、その結果である修士論文審査報告書をもとに研究科委員会での審議を経て学長が行っている。

学習成果の測定については、学部では、国家試験合格率のほか、学生が1年次から卒業時まで自己評価するための「看護技術到達度表」の導入・活用やジェネリックスキルを測る外部テストの試験的な導入、ルーブリック評価が試みられている。

研究科では、学位授与率や助産師国家試験の合格率をもとに学習成果の測定を行っているほか、修士論文の発表会を学外者にも公開し、「学位審査に関する内規」において関連学会や研究会等での公表を通じて第三者からの評価を得るため、修了後2年以内に修士論文の印刷し、公表することを義務化している。なお、2014（平成26）年にアセスメントポリシーを定め、「教育実践の評価」「学生の学修の成果の評価」「カリキュラム評価」の3つを行うことを定めており、今後はこれらを推進していくことが期待される。さらに、学位授与方針に示した課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を測定するための評価指標を検討することが望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

赤十字の理念を実践の場に生かし発展させることができる人材を確保するべく、学部では「主体的、創造的に考え行動しようとする人」など4項目にわたり、研究科では「看護の専門的知識・実践力を自ら発展させる意思を有する人」など3項目にわたり求める学生像を明示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。これらの学生の受け入れ方針は、『大学案内』『大学院案内』や募集要項等のほか、ホームページにて公表している。

学生募集と入学者選抜は、学部では「入学試験委員会」が主体となり、事業計画や各入学試験実施要綱に基づいて入試を実施している。選抜方法は、学力試験、面接、小論文など学生の受け入れ方針に示す学生像を判別する適切な方法がとられている。研究科では「研究科入学試験委員会」が主体となり、同委員会の事業計画に基づいて入試を実施している。ただし、研究科の一般入試においては、入学試験で専門科目の試験を課しているが、募集要項での明示が十分とはいえないため、学生が選択した専攻領域に応じた専門科目の試験について示すことが期待される。

受験生確保のため、学部ではオープンキャンパス、高等学校への訪問、日本赤十字社九州ブロック各県支部との学生募集連絡会議等を実施し、研究科では臨床の教育ニーズを反映した領域の再編成や社会人に対応した入学試験制度の変更などの取り組みを行っている。

学生の受け入れに関する検証は、学部では「入学試験委員会」、研究科では「研究科入学試験委員会」において毎年度検証を行い、その結果に基づき教授会および研究科委員会で審議を行っている。今後は、入学後の学修状況や成果から、学生の受け入れ方針を反映した入学試験について全学的に検証することが期待される。

6 学生支援

<概評>

学生支援に関する方針を大学の「第2次中期計画」として、学習指導・履修相談・進路相談などの支援体制の強化、大学独自の経済的支援の実施、きめ細かな就職支援など計4項目を掲げ、修学支援、生活支援、進路支援の観点から支援を進めている。

修学支援は、学部においてはクラス担任が、研究科においては研究指導教員が主導し、組織的に支援を行っている。オフィスアワーは、学部・研究科ともに兼任講師も含め設定され、周知が図られている。

補習・補充教育、国家試験対策等の学習支援について、おおむね適切に実施されているが、入学者の学力格差の拡大に伴う課題に応じた支援および保護者との協働については、今後の検討課題となっている。また、休復学者・退学者・留年者への対応について、クラス担任および教務委員会や職員が保護者と連携をとって組織的に対応しており、退学者は減少傾向にある。

経済的支援について、大学独自の奨学金のほか、日本赤十字社関連の奨学金をはじめとする奨学金を多種設けており、制度が充実している。また、国際看護実践研究センターによる留学情報の提供に加え、国際活動助成金による経済的支援等を積極的に行い、助成を受けた学生がニュージーランド、韓国、モロッコ、カンボジアなどで調査・研究やボランティア活動を行っているほか、正課における国際関連科目の海外研修等や調査・研究の成果を国内の国際看護関連学会で発表しており、質の高い研究につながっている。「国際」を標榜する大学として留学や海外派遣に対する支援が有効に機能しており、学生の自主性・創造性の向上に寄与し、国内外で活躍できる看護人材の育成につながっている。

生活支援については、「学生支援委員会」を中心に健康管理や心理相談の体制を整備し、「ハラスメント防止規程」のもと「ハラスメント防止委員会」を設けて相談員を配置している。なお、保健室では、カウンセラーが定期的に往診しているものの、相談のしやすさに配慮しつつ体制を強化することが期待される。

進路支援については、学部には卒業研究担当教員が、研究科では研究指導教員が指導を行い、キャリア形成相談員が職員と連携しながら就職・進学等に対する情報提供を行っている。また、キャリア形成支援教育として、低学年を対象としたマナー講座や3年次以上を対象とした就職セミナーを実施しており、2016（平成28）年度からは、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講する予定である。

学生支援の適切性の検証については、「学生支援委員会」が責任主体となり、教務委員会と情報を共有しつつ検証を行い、改善が必要な場合には、教務委員会を通じて学年担任やクラス担任と連携をとり、面接指導の強化などの対策を行っている。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備については、法人の「第2次中期計画」の方針として、学生の教育研究を支援する良好な環境を整備すること、教員の研究専念時間の確保・改善を図ることが示されている。校地・校舎面積は大学設置基準を満たしており、看護学教育に必要な講義室、演習室、実習室、図書館などが整備され、バリアフリー化も行われている。図書館は十分な質・量の蔵書があり、専任の司書を配置し、利用者の利便性を図っている。学術情報へのアクセスについても、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業に参加し、2013（平成25）年から公開している。

また、教員の研究室は職位に応じて広さが異なるものの、十分な環境となっている。教員の研究費は、職位に応じて個人研究費を支給しており、学内措置として研究を推進する目的で奨励研究制度を設けている。なお、外部競争的研究費の獲得に向けた情報提供や申請方法の説明会は開催されているが、支援は外部研究資金獲得者の申請書を閲覧するにとどまっており、教員の研究費の執行状況や外部資金獲得のための申請数に鑑みると、研究活動は活発とはいいがたく、教員の研究時間確保や研究資金獲得に向けた方策への検討が必要である。

研究倫理に関する取り組みとして「研究倫理審査委員会規程」が定められており、研究活動における不正行為への対応に関して、2013（平成25）年2月にコンプライアンス研修を開催し、今後はe-learning等の受講を計画している。

学生の学修環境および教員の教育研究環境の改善を図る方針のもと、「図書館運営委員会」「研究倫理審査委員会」および事務局が各事業について定期的に検証を行い、優先度を考慮しながら更新整備を行っている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献について、学術、行政・公的機関、地域の3つの分野で連携・協力することを掲げ、教育研究成果の公開と共同研究の実施、地方自治体各種審議会への委員派遣、宗像市との連携・協力の範囲拡大等を示した方針を「地域連携室規程」に定め、地域貢献と海外との交流・貢献の両面から積極的な活動を展開している。さらに機動性を高めるため、2014（平成26）年度には「地域連携室」を設置して地域に根差した活動を、国際看護実践研究センターを中心に国際貢献として方

針に沿った活動を進めている。

地域における活動として、宗像市と連携協力に関する協定を締結し、「むなかた大学のまちゼミナール」におけるリレー講義や宗像市と市内の企業が連携した「むなかたリサーチパーク協議会」の活動において住民の健康づくりに取り組んでいるほか、貴大学の研究成果を保健行政施策の立案に提供している。また、学生サークルによる小学校や医療・福祉施設での活動を行っており、総じて看護の知識を生かした地域への貢献活動は特徴的である。

さらに、国際交流・国際貢献として、学生主体で企画・運営する「国際シンポジウム」に加え、2012（平成24）年度からは「国際フォーラム」を開催し、海外から講師を招聘して多様な看護のあり方についてディスカッションする機会を設けている。また、日本赤十字社とともに「国際人道援助研修：H.E.L.P.」を隔年で実施している。特に、2012（平成24）年度から5ヵ年計画でJICAインドネシア国看護実践能力強化プロジェクトの本邦研修を引き受け、貴大学の知見を海外へ還元させるなど、受託事業による海外研修生の受け入れ、教員の開発途上国への短期派遣、学生の海外研修など多岐にわたる活動を継続的に行っていることは評価できる。これらの活動は、赤十字の理念に沿うものであり、長年にわたり国内外の保健衛生・看護の向上や人材育成に貢献している。

社会連携・社会貢献の適切性の検証については、全学規模で取り組む事業については「経営会議」で、それぞれの事業については「地域連携室」で検証を行っている。なお、看護専門職を対象とした研修や国際連携を目的とした海外大学との相互交流の拡大などの自らの課題としており、教員組織のバランスに配慮しながら事業を展開している。

9 管理運営・財務

（1）管理運営

<概評>

大学の「第2次中期計画」に基づき、中期的な管理運営方針の策定、意思決定プロセスの明確化、大学と法人・経営会議・教授会および研究科委員会の権限の明確化など計5点を重視しており、これらは教授会、研究科委員会のほか、「教職員会議」「FD/S D研修会」等で周知・共有している。

大学の運営については、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」に基づき、学長、学部長をはじめとする所要の職が置かれ、教授会等が組織されており、それらの権限は規程により明確化されている。大学の意思決定は、「学園理事会業務委任規程」により、理事会から学長に管理運営に関する業務が委任され、学長はその内容によ

って教授会、研究科委員会および経営会議の意見をもとに、最終的な意思決定を行っている。2014（平成 26）年 4 月からは企画情報室が設置され、大学改革に関する情報収集・分析を行うことで学長の意思決定体制の強化を図っている。なお、学校教育法等の一部改正に伴う対応については、「経営会議」が責任主体となり、学内規程に沿ったプロセスを経て適切に対応されている。

学長、学部長、研究科長の選考は、法人および大学の規程に則り、適切に実施されている。また、2015（平成 27）年度には副学長を置き、「企画情報室」の業務推進および高大接続等の学生確保策の推進を分掌することを取り決めている。

大学業務を支援する事務組織として、事務局に総務課をはじめ 3 つの課および図書館に事務職員を配置しており、業務内容を業務規程および事務分掌に明文化している。大学職員としての専門能力（資質）の向上は、外部団体の研修会への参加、学内の F D 研修への参加により図られているが、職員の大部分が日本赤十字社福岡県支部からの出向者であり、定期的に異動があることから、体系的・継続的なスタッフ・ディベロップメント（S D）の推進が困難な状況があると大学自ら認識している。今後は、教職協働の推進の観点からも、職員の専門性を向上するために S D の機会を充実することが期待される。

予算配分と執行については、「財務委員会」「経営会議」の審議を経て、法人の承認のもと、中期計画に基づいて予算が編成・執行されている。学園監事および監査法人による監査は毎年適切に行われており、学園職員による内部監査も実施されている。また、効果の検証についても、監査法人の決算分析表をもとに法人にて検証が行われている。

管理運営の適切性は、管理運営方針および「第 2 次中期計画」に基づき、「教職員会議」などの委員会を通じて定期的に検証し、改善に努めている。

（2）財務

<概評>

学校法人日本赤十字学園では、新たに 2014（平成 26）年度を初年度とする「第 2 次日本赤十字学園中期計画（平成 26～30 年度）」が策定された。これを踏まえ学内に第 2 次中期計画策定プロジェクトを立ち上げ、現状の問題点を整理するとともに、将来的な目標と具体的な活動として、「日本赤十字九州国際看護大学第 2 次中期計画」が策定されている。

財務状況については、「要積立額に対する金融資産の充足率」が 100%を超え、貸借対照表における各財務比率についても「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して極めて良好である。また、志願者数の右肩上がりの増加を反映して

確実な学生数の確保ができています。消費収支計算書関係比率では、大学ベースで「保健系学部を設置する私立大学」、法人ベースで「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、人件費比率、帰属収支差額比率等において一部劣っている比率もある。法人全体では、財務状況の好転とともに、施設整備引当特定資産、第3号基本金引当資産の積み立て等を行い、確実に財政基盤を強化している。

今後の課題として、収入全体の約8割を学生生徒等納付金収入、約1割を補助金収入が占めているとのことであるが、収入源の多様化を図り、より積極的な外部資金の獲得が必要である。また、中期的視点に立った財務計画の策定に着手しているが、実効性のある計画を策定することが望まれる。

10 内部質保証

<概評>

貴大学では、開学2年目から「自己点検・評価委員会」を設置し、全学的な点検・評価を実施しており、そのほか理事会・評議員会、九州ブロック日本赤十字各県支部関係機関などの有識者からの意見を踏まえ、「経営会議」を通じて改善方策・推進体制の確立に取り組んできた。なお、自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、授業評価や教員活動を含めた活動報告（2013（平成25）年度までは「事業報告書」として公表していたが、2014（平成26）年度以降は自己点検・評価の結果をもとにした自己点検・評価報告書を取りまとめていくこととしている。また、貴大学の情報として、ホームページに教育情報や財務状況等を掲載している。

2014（平成26）年度に「自己点検・評価委員会」では、「自己点検・評価指針」を定め、この方針のもと「自己点検・評価実施要領」を策定し、学内の情報集約や分析、自己点検・評価の企画等を担う学長直轄の機関として「企画情報室」の設置など内部質保証システムの構築に向けた取り組みを開始している。教職員個人では「勤務評価実施要項」に基づく教職員の自己点検・評価、学部・研究科ではそれぞれの「領域代表者会議」における自己点検・評価、その他の研究機関では各部署および事務局各課の自己点検・評価の3つのプロセスに従って実施されている。また、2013（平成25）年度には「自己点検・評価委員会」と「FD/SD委員会」が連携し、大学のミッション等についてグループ討議を行う場を設けている。自己点検・評価の結果については、「企画情報室」から学長へ報告し、「経営会議」において改善方策を進めている。これらの自己点検・評価システムの検証については、「企画情報室」に付託し、「自己点検・評価委員会」の評価結果について検証し、必要に応じて学長が各委員会・各部署に改善指示・命令を発することになっている。

自己点検・評価活動については、教員組織、教育課程、教育研究組織等において以前から取り組まれてきたが、これらを体系的なシステムとして有機的な連携を図っていくための方針の策定や「企画情報室」の設置は 2014（平成 26）年度に取り組まれたばかりであり、成果につなげるには至っていない。今後は、「企画情報室」を機能させ、各組織からの情報を蓄積するとともに活用に向けた分析等をすすめ、「自己点検・評価委員会」との協働に向けた体制を構築・機能させていくことが望まれる。

以 上